

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

わが国では、少子化についての議論がなされて久しく、出生数は平成18年に6年ぶりに増加に転じたものの翌19年には再び減少に転じています。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）をみると、平成19年は、平成18年の1.32を0.02ポイント上回る1.34となり、2年連続で上昇しましたが、少子化の進行には歯止めがかかっていない状況です。

このような少子化の流れに歯止めをかけるため、これまで、国は、さまざまな少子化対策を講じてきました。平成15年7月には、「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立・公布し、国の示す行動計画策定指針に即して、市町村が地域における子育て支援等の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものと規定しました。これにより、本町では、平成17年3月に「みんなで育てよう、三芳の子どもたち」を基本理念とする「三芳町次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定しました。

本町では依然として、総人口、年少人口ともに緩やかな増加傾向が続いています。そのため、全国で広く見られる少子化の問題とは異なる独自の課題を抱えており、前期計画を進める中でも多様化する住民のニーズにこたえる施策が必要となってきました。

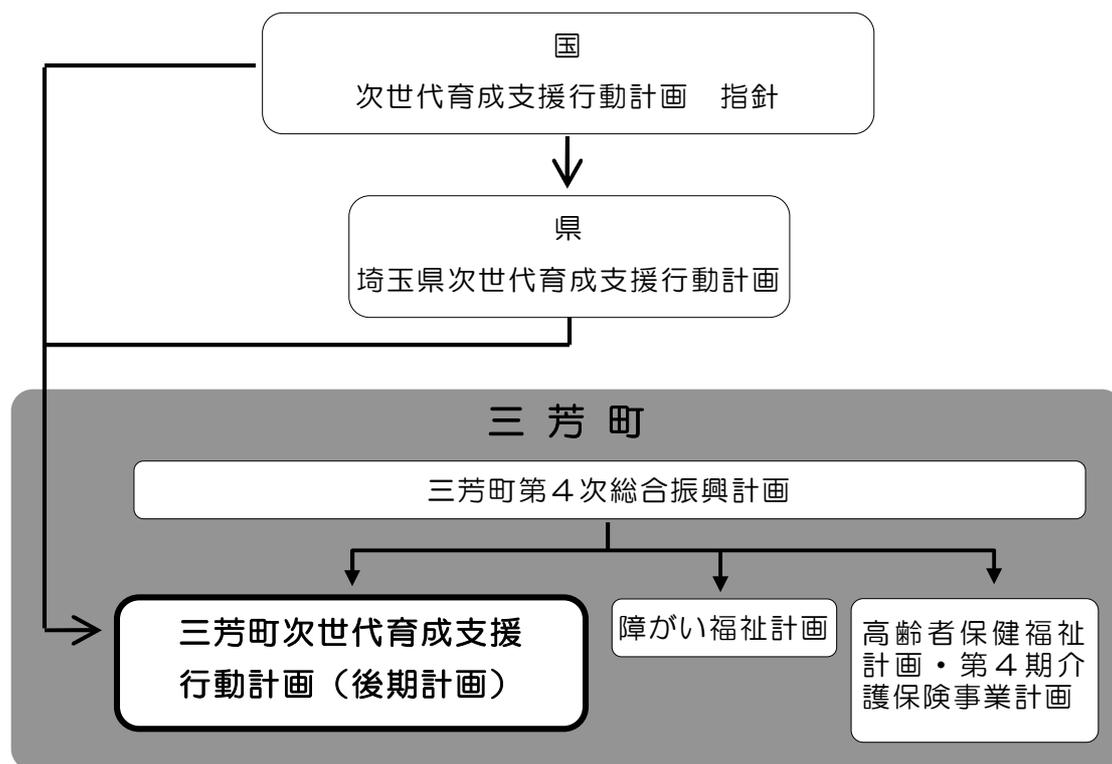
国では、前期計画策定以降も、「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定し、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があると打ち出しました。特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

この計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、本町におけるこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成22年4月からの取り組みの方向性を明確に示す、新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、地域における子育て支援をはじめとして今後、町が進めていく次世代育成支援対策の取り組みの方向性や具体的な事業を総合的にまとめた計画です。

また、この計画は、「三芳町第4次総合振興計画」（平成18～27年度）を上位計画とし、保健福祉に係る関連計画との整合性を図って策定するものです。

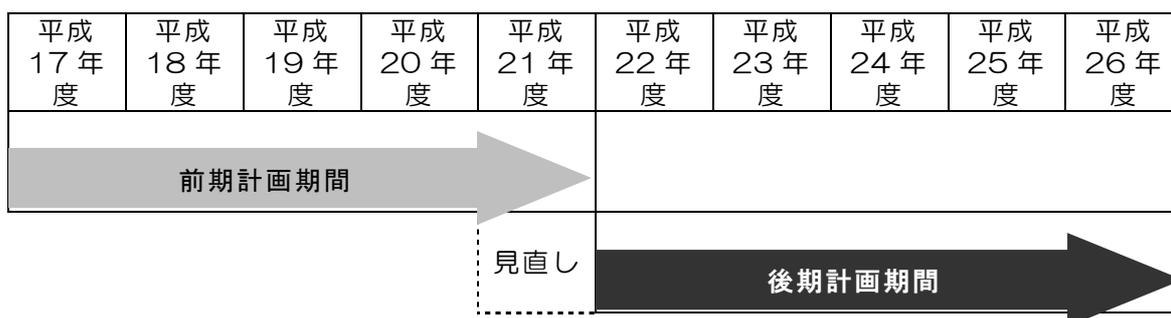


3. 計画策定の期間

本計画は「次世代育成支援対策推進法」で規定する10年間の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度からの後期5年間の計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間



4. 子どもの区分

本計画における子どもは、0歳から18歳未満とします。

5. 計画策定の背景

◆「次世代育成支援対策推進法」の成立及び「児童福祉法」の改正

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立・公布されました。「次世代育成支援対策推進法」では、市町村は国の示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援等の次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することが規定されました。

◆次世代育成支援行動計画（前期計画）の策定

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本町では平成17年3月に「三芳町次世代育成支援行動計画」を策定しました。この計画では、10年間の取り組み期間のうち平成21年度までの5年間で集中的に取り組む内容を明らかにし、具体的に事業の内容を記載しました。また、特定14事業と母子保健関係事業については平成21年度における目標事業量を設定し、毎年度進捗を確認して着実に施策を推進してきました。

◆少子化対策の取り組み

国では、全国的な少子化の進行を踏まえ、その要因を就労と出産・子育ての二者択一構造にあるとし、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を策定して「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時に進めていく必要があると打ち出しました。特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。